

(参考)開設準備経費に係る補助金の対象内外について(例)

	項目	補助対象
共通	・消費税	×
	・光熱水費、通信費(電話、ネット、郵便等)	×
開設前の職員 雇い上げ経費 ※開設前の退職者、 他施設との兼務者 を除く	・新規雇用職員、開設準備室付職員に支払う給与等(給与、通勤手当等)	○
	・新規雇用職員、開設準備室付職員に支払う処遇改善手当	○
	・新規雇用職員、開設準備室付職員のために収める社会保険料(健康保険料、年金保険料、雇用保険料等) ※法人負担分	×
	・新規雇用職員、開設準備室付職員が受講する研修受講費用等(受講費、交通費、講師への謝礼金等)	○
	・外国人職員が来日するための渡航費等	○
開設のための 普及啓発経費	・地域住民に対する説明会・内覧会等開催経費(会場レンタル代、パンフレット等印刷費、消耗品費等)	○
	・説明会・内覧会参加者に提供する記念品、飲食物等	×
	・施設普及啓発のために訪問した際(病院、ケアマネ等)の駐車場代	○
職員の 募集経費	・新聞・雑誌・WEB等の求人広告費(開設前に発行・公開されたものに限る)	○
	・求人仲介業者に支払う仲介手数料 ※開設前に退職した場合を除く	○
	・職員募集のための採用説明会開催経費(会場レンタル代、パンフレット等印刷費等及び出席する職員の交通費等(海外渡航含む))	○
	・採用説明会参加者に提供する記念品、飲食物等	×
開設の 周知・広報経費	・開設を告知する看板設置費	○
	・事業普及のためのパンフレットやポスティング等にかかる費用	○
	・新規雇用職員、開設準備室付職員のための名刺等作成費	○
	・ホームページ開設にかかる費用	○
開設準備 事務経費	・経営コンサルタントに要する経費(会計処理、労務管理、書類作成等)	○
	・事業所指定のための姫路市手数料	×
その他開設準備に かかる経費 (備品等)	・入札開催にかかる経費(会場レンタル代・法人職員立会いのための交通費等(公共交通機関に限る))	○
	・車両購入にかかる諸費用(車庫証明費用、登録(代行)費用、リサイクル関連費用等)	○
	・車両購入時の税金(自動車税、自動車取得税、自動車重量税等)	×
	・車両購入時の保険料(自賠責保険料、任意保険料等)	×
	・ガソリン代(車両購入時に計上されたものを含む)	×
	・エンジンオイル交換チケット	×
	・飲食物	×
	・災害用備蓄飲食物(長期保存できる飲料水、アルファ米、レトルト食品等)	○
	・消耗品(トイレトペーパー、洗剤、おむつ等)	×
	・パソコン、プリンター、コピー機等にかかる保守点検費用	×
	・パソコン・プリンター・コピー機等のシステムに係るライセンス代、使用料(開設前の月額費用に限る)	○
	・防犯カメラ、電話機等の設置工事費	○
・大型家具等の配送組立費	○	

※過去にあった一例です。疑わしいものは必ずご確認ください。

※疑義がある場合は、必ず市担当者に相談のうえ、協議を行ってください。